

資料3－1

「県民ボランタリー活動の促進のための施策の推進に関する基本方針」の改定

1 趣旨

「県民ボランタリー活動の促進等に関する条例（平成10年12月施行）」に基づく基本方針（平成12年11月策定）について、前回改定から5年経過した状況変化、また令和6年度に実施した県民ボランタリー活動実態調査の結果等を踏まえ改定する。

2 主な改定内容

① 基本方針の性格

県民生活審議会の提言を踏まえ、「地域の状況や規模等を踏まえた柔軟な対応」が必要となる旨の記載を追加

② 基本的な考え方、支援活動の範囲 等

県民生活審議会の提言を踏まえ、地域課題を解決するためには、「多様な主体」がエンパワーメントしつつ、主体間で連携を進めていく必要があるという内容に基づいた記載を追加

③ 気運の醸成

県民生活審議会の提言や実態調査の結果等を踏まえ、「『やりたい』、『力になりたい』、『楽しい』と感じる」ボランティア活動や、活動のきっかけとなる「SNS等の活用」等の推進にかかる記載を追加

④ 災害ボランティア活動を支える体制の整備

災害対策基本法等の改正に伴い、平時からの官民連携に今後より重要な役割を担うこととなる「災害中間支援組織」の充実にかかる記載を追加